

社会福祉法人町田市社会福祉協議会運用資金積立金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人町田市社会福祉協議会の将来にわたる健全な運営と活動基盤の維持及び不時の支出に備えるため、この規程に定めるところにより運用資金積立金（以下「積立金」という。）を積み立てるものとする。

(積立額)

第2条 積立金に積み立てる額は、毎年度予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 積立金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 この積立金の運用によって生ずる収益は、町田市社会福祉協議会一般会計収入支出予算に計上して、積立金に編入する。

(繰替運用)

第5条 会長は、財政上に必要があると認められるときは、確実な繰戻しの方法及び期間を定めて積立金に属する資金を各会計に繰替えて運用することができる。

(処分)

第6条 積立金は第1条の積立目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(報告)

第7条 会長は、毎会計年度に際し、積立金の運用状況を理事会及び評議員会に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、積立金の管理について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年8月17日から施行する。

平成24年8月17日 制 定